

業務報酬基準の準拠徹底を

改正建築士法施行で要望

3団体連合会



会見する3団体会長

日本建築士会連合会
(三井所清典会長)、日本建築士事務所協会連合会(大内達史会長)、日本建築家協会(吉原太郎会長)の3団体は、「改正建築士法の施行にあたり中央および地方の行政、民間団体に対する業務報酬基準に準拠した契約締結の徹底に向けた共同要望」をまとめた。

改正が可決成立し、15年6月までに施行される。改正された規定の1つ「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約」

6月に建築士法の一部

大内会長は、「業務報

約締結の努力義務化」は、設計または工事監理の受託契約を締結しようとす
るものは、建築士法第25条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で受
託契約を締結するよう努
めなければならないとい
うもの。

同規定は契約当事者に
課せられたものであり、受
託者ばかりでなく発注
者の理解と協力が必要で
あることから、3団体は
改正建築士法の施行に
あたり業務報酬基準に準
拠した契約の締結の徹底
に関する要望をまとめ、

注者である中央および地
方の行政、民間団体に対
し規定の理解および周
知、設計・工事監理の發
注にあたっては業務報
酬基準に準拠した契約の
締結に努めることを徹底
するよう共同で全国的に
要望活動を展開していく」と
説明した。